



2015年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 中小事業主

資産相談業務

実施日◆2016年1月24日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月3日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（45歳）は、飲食業を営むX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。X社は、昨年新たに開設した店舗を含めて15店舗を展開し、堅調に業績を伸ばしている。Aさんは、更なる事業拡大を企図し、優秀な人材を確保するため、会社の福利厚生充実を図りたいと考えている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X社の概要は、以下のとおりである。

X社の概要

- ・資本金 : 2,000万円
- ・業 種 : 飲食業（中小企業退職金共済法におけるサービス業に該当）
- ・従業員数 : 50人（うち、パート従業員25人）
- ・企業年金制度 : なし

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な数値を、下記の 数値群 のイ～ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「中退共は、中小事業主が雇用する従業員を被共済者とする退職金共済契約を独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で締結し、退職金を社外に積み立てる共済制度です。

中退共に加入できる企業の要件は、業種により異なり、常用従業員数または資本金・出資金の額について、一定の基準を満たす必要があります。サービス業に該当するX社は、常用従業員数()人以下または資本金・出資金の額5,000万円以下の条件を満たしていますので、中退共に加入することができます。

掛金は、被共済者(従業員)1人につき月額5,000円から()円までの範囲から選択し、事業主が全額負担します。なお、短時間労働者(パート従業員等)については、1人につき2,000円、3,000円、4,000円を選択することもできます。また、中退共に新たに加入する事業主に対して、掛金月額の2分の1(被共済者1人ごとに5,000円が上限)を加入後()カ月目から1年間、国が助成する制度があります。

被共済者(従業員)が退職したときは、勤労者退職金共済機構から被共済者本人に退職金が支給されます。また、退職金が所定の金額以上、退職日の年齢が()歳以上などの要件を満たした場合は、共済金の全部または一部を分割払いにすることもできます」

数値群						
イ . 2	ロ . 4	ハ . 6	ニ . 50	ホ . 60	ヘ . 65	ト . 70
チ . 100	リ . 300	ヌ . 20,000	ル . 30,000	ヲ . 40,000		

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、確定拠出年金の企業型年金（以下、「企業型年金」という）について説明した。Mさんが説明した次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「企業型年金の掛金には拠出限度額が定められており、X社のように企業年金制度がない企業の拠出限度額は月額5万1,000円、他の企業年金制度がある企業の拠出限度額は月額2万5,500円です」

「企業型年金の掛金は、原則として事業主が拠出しますが、企業型年金に係る規約に定めれば、加入者（従業員）も事業主掛金の2倍相当額を限度として掛金を拠出することができます」

「事業主は、その実施する企業型年金の加入者等に対し、これらの者が行う個人別管理資産の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません」

「加入者（従業員）が確定拠出年金の老齢給付金を60歳から受給するためには、60歳時点で20年以上の通算加入者等期間が必要となります」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、係数を活用して毎年の掛金の額（積立額）等を試算した。以下の文章の空欄 および に入る最も適切な数値を、下記の係数表から適切な係数をそれぞれ1つ利用して求めなさい。なお、掛金は年1回拠出するものとし、税金や手数料等は考慮せず、答 は円未満を四捨五入すること。

「2%で複利運用しながら20年後に1,200万円を準備するために必要な毎年の掛金の額（積立額）は、()円と試算されます」

「1,200万円を2%で複利運用しながら10年間で均等に取り崩した場合、毎年受け取れる年金額は、()円と試算されます」

年利率2%の各種係数

	終価係数	現価係数	年金現価係数	減債基金係数
10年	1.2190	0.8203	8.9826	0.0913
20年	1.4859	0.6730	16.3514	0.0412

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（55歳）は、まもなく満期を迎える定期預金1,000万円の運用方法について検討している。Aさんは、安全性の高い金融商品として個人向け国債の購入を考えているが、子どもはすでに独立しており、貯蓄にも余裕があることから、満期金の一部で株式投資や債券投資を始めたいと思っている。

株式投資については、同業種のX社株式とY社株式に興味を持ち、それぞれの発行会社の財務データを入手した。また、債券投資については、Z社社債の購入を考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X社とY社の財務データおよびZ社社債の条件は、以下のとおりである。

財務データ

	X社	Y社
総資産	5,000億円	8,000億円
自己資本（純資産）	1,500億円	3,000億円
当期純利益（年間）	100億円	180億円
配当金（年間）	1株当たり6円	1株当たり8円
発行済株式数	3億9,000万株	6億5,000万株
株価	700円	1,000円

Z社社債の条件

購入価格 : 額面100円当たり102.50円

表面利率 : 1.50%

残存期間 : 5年

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、個人向け国債の特徴について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「個人向け国債には、変動金利型10年満期、固定金利型5年満期、固定金利型3年満期があります。個人向け国債は、その種類にかかわらず、購入単位は()万円単位で、()発行されます。

固定金利型5年満期と固定金利型3年満期は、発行時に決定された利率が満期まで変わりません。他方、変動金利型10年満期は、適用利率が半年ごとに見直されますが、適用利率は()が下限とされています。

個人向け国債は、原則として、発行後1年を経過すればいつでも中途換金することができ、換金代金は、額面金額に経過利子相当額を加えた額から直前()回分の利子相当額を控除した金額となります」

語句群

イ . 1 ロ . 2 ハ . 5 ニ . 10 ホ . 毎月 ヘ . 四半期ごとに
ト . 半年ごとに チ . 0.01% リ . 0.05% ヌ . 0.10%

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、株式の投資指標について説明した。《設例》の 財務データ に基づき、Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「X社株式とY社株式を、株式の代表的な投資指標であるPERとPBRと比較すると、いずれもX社株式のほうが低いため、Y社株式よりもX社株式のほうが相対的に割安であるといえます」

「X社とY社を、企業の収益性を測る指標の1つであるROEで比較すると、Y社のほうが高いため、X社よりもY社のほうが相対的に収益性は高いといえます」

「X社とY社を、配当金額から企業を評価する代表的な指標である配当性向と配当利回りで比較すると、いずれもX社のほうが高いため、Y社よりもX社のほうが相対的に株主への利益還元が高いといえます」

《問6》《設例》の Z社債の条件 に基づいて算出される Z社債の利回りに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、税金や手数料等は考慮せず、いずれも表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

Z社債を購入した場合の直接利回りは、1.46%である。

Z社債を購入し、償還まで保有した場合の最終利回り(単利)は、0.98%である。

Z社債を購入し、3年後に額面100円当たり103.50円で売却した場合の所有期間利回り(単利)は、1.95%である。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

製造業を営むX株式会社（資本金5,000万円、青色申告法人、同族会社かつ非上場会社で株主はすべて個人である。以下、「X社」という）の平成28年3月期（平成27年4月1日～平成28年3月31日。以下、「当期」という）における法人税の確定申告に係る資料は、以下のとおりである。

なお、X社は、当期に新たな機械装置を取得して事業の用に供しており、生産性向上設備投資促進税制の適用を受ける予定である。

資料

1．減価償却に関する事項

当期における建物の減価償却費として計上した金額は670万円で、その全額について損金経理を行っているが、その償却限度額は720万円であった。また、この建物の前期からの繰越償却超過額が60万円ある。

2．交際費等に関する事項

X社の当期における税法上の交際費等の金額は700万円であり、その全額を損金経理により支出している。

3．源泉徴収された所得税額等に関する事項

(1) 預金の利子について源泉徴収（特別徴収）された所得税額が3万円、復興特別所得税額が630円、住民税の利子割額が1万円あり、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」の科目に計上している。

(2) 源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額は、当期の法人税額から控除することを選択する。なお、特別徴収された住民税の利子割額は、法人住民税額から控除する。

(3) 中間申告および中間納税については、考慮しないものとする。

4．法人税の課税所得金額の計算に関する事項

当期利益の金額 3,260万円

（申告調整額）

益金算入額 110万円

益金不算入額 40万円

損金算入額 270万円

損金不算入額 2,440万円

申告調整額は、上記の減価償却費等のすべての加算・減算を反映した数値である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 X社の当期の法人税における所得金額の計算に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、本問において、法人税申告書別表四とは、当期利益の額を基として、加算・減算による申告調整を行うことで所得金額を計算する表（所得の金額の計算に関する明細書）である。また、所得金額の計算上、選択すべき複数の方法がある場合は、X社にとって有利になるような方法を選択すること。

建物の前期からの繰越償却超過額60万円のうち、当期における認容額として、50万円を法人税申告書別表四で減算する。

X社が当期において支出した交際費等の金額700万円は、全額が損金の額に算入されるため、法人税申告書別表四での申告調整は不要である。

預金の利子について源泉徴収された所得税額3万円は、法人税申告書別表四で減算する。

《問8》《設例》の 資料 に基づき、X社の当期の法人税額を計算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

・課税所得金額

()万円

・法人税額

()万円×15.0% + (()万円 - ()万円)×()%

《問9》 生産性向上設備投資促進税制(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除。以下、「本制度」という)に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「本制度は、青色申告法人が一定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして国内にある当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除をすることができる制度である。

本制度の適用対象資産となる特定生産性向上設備等とは、生産性向上設備等に該当する一定の規模以上の『()』または『生産ラインやオペレーションの改善に資する設備』をいう。

X社が当期に取得して事業の用に供した機械装置が特定生産性向上設備等に該当し、本制度の適用を受ける場合、X社は、取得価額の()を償却するか、取得価額の()の税額控除のいずれかを選択することができる。ただし、税額控除は、法人税額の()が限度となる」

語句群

- | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| イ．研究開発用設備 | ロ．先端設備 | ハ．経営革新設備 | ニ．5%相当額 |
| ホ．15%相当額 | ヘ．20%相当額 | ト．25%相当額 | チ．50%相当額 |
| リ．75%相当額 | 又．全額 | | |

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

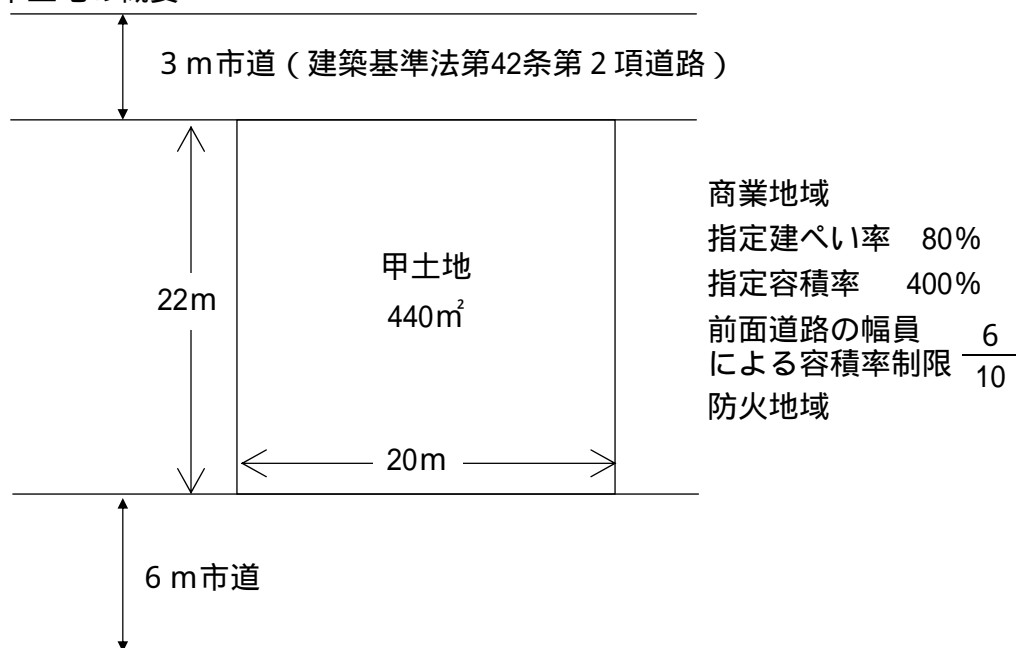
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）は、所有する土地を譲渡して甲土地を購入し、甲土地に新たな事務所を建築することを計画している。土地の買換えにあたっては、「特定の資産の買換えの場合の課税の特例」（租税特別措置法第65条の7）の適用を受ける予定である。

X社が購入を検討している甲土地の概要は、以下のとおりである。

甲土地の概要



（注）

- ・ 甲土地は敷地面積440m²の長方形の土地である。
- ・ 甲土地の接する幅員3m市道は、建築基準法第42条第2項により特定行政庁の指定を受けた道路である。3m市道の道路中心線は、当該道路の中心部分にある。また、3m市道の甲土地の反対側は宅地であり、がけ地や川等ではない。
- ・ 指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 建築基準法の規定および租税公課の取扱いに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

甲土地に階数が3以上または延べ面積が100㎡を超える建築物を建築する場合、原則として、当該建築物は耐火建築物としなければならない。

甲土地に耐火建築物を建築する場合、建ぺい率の制限はなく、建築可能な建築面積の上限は440㎡となる。

X社が甲土地を購入し、納付した不動産取得税や固定資産税は、全額を損金の額に算入することができる。

《問11》 甲土地に耐火建築物を建築する場合、容積率の上限となる延べ面積を求めなさい。
〔計算過程〕を示し、答 は㎡単位とすること。

《問12》 X社が、以下の 条件 で所有する土地を譲渡して甲土地を取得し、「特定の資産の買換えの場合の課税の特例」(租税特別措置法第65条の7)の適用を受けた場合の圧縮限度額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、答 は万円単位とすること。なお、譲渡資産および買換資産は、いずれも地域再生法に規定する集中地域以外の地域内に所在しているものとする。

条件

・譲渡資産の譲渡価額	：	2億円
・譲渡資産の帳簿価額	：	7,000万円
・譲渡費用	：	1,000万円
・買換資産の取得価額	：	1億円

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（62歳）の推定相続人は、妻Bさん（62歳）、長男Cさん（40歳）、二男Dさん（36歳）、長女Eさん（30歳）、二女Fさん（22歳）の5人である。

Aさんは、X社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継するため、所有するX社株式の移転を検討している。また、長男Cさん以外の子どもたちには、それぞれ資金援助をすることで、長男Cさんに事業を承継することに対する理解を得たいと考えている。

X社に関する資料は、以下のとおりである。

X社の概要

- (1) 業種 食料品製造業
- (2) 資本金等の額 8,000万円（発行済株式総数160,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）

(3) 株主構成

Aさん 120,000株

妻Bさん 20,000株

長男Cさん 20,000株

- (4) 株式の譲渡制限 あり

- (5) 従業員数 60人

相続税法におけるX社株式の評価上の規模区分は「中会社の大」であり、特定の評価会社には該当しない。

- (6) X社および類似業種の比準要素等

	X社	類似業種
1株（50円）当たりの年配当金額	4.2円	3.5円
1株（50円）当たりの年利益金額	27円	15円
1株（50円）当たりの簿価純資産価額	396円	220円
株価	-	280円

すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

- (7) X社の資産・負債の状況

直前期のX社の資産・負債の相続税評価額と帳簿価額は、次のとおりである。

(単位：万円)

科 目	相続税評価額	帳簿価額	科 目	相続税評価額	帳簿価額
流動資産	58,200	58,200	流動負債	12,600	12,600
固定資産	43,950	26,450	固定負債	8,900	8,900
合 計	102,150	84,650	合 計	21,500	21,500

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》《設例》の X社の概要 に基づき、X社株式の1株当たりの類似業種比準価額を計算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

・類似業種比準価額

$$280円 \times \frac{\frac{4.2円}{3.5円} + \frac{27円}{15円} \times (\quad) + \frac{396円}{220円}}{(\quad)} \times (\quad) \times \frac{(\quad)円}{50円}$$

《問14》下記の 参考 を基に、X社株式の1株当たりの純資産価額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、答 は円単位とすること。なお、資料中の「 」は、問題の性質上、伏せてある。

参考 純資産価額の計算式

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{相続税評価額} \\ \text{による総資産} \\ \text{価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{相続税評価額} \\ \text{による純資産} \\ \text{価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{帳簿価額} \\ \text{による純} \\ \text{資産価額} \end{array} \right) \times 38\%}{\text{株}}$$

《問15》贈与税の非課税措置に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

二男Dさんは、Aさんから住宅取得等資金の贈与を受けた。二男Dさんが「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けるためには、贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が3,000万円以下でなければならない。

長女Eさんの子が、Aさんから教育資金の贈与を受けた。長女Eさんの子が「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けた後、25歳に達した日において当該贈与財産から教育資金に充当した金額を控除した残額がある場合、当該残額はその年分の贈与税の課税価格に算入される。

二女Fさんは、Aさんから結婚・子育て資金の贈与を受けた。二女Fさんが「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けた場合、当該贈与財産は、1,500万円を限度として、贈与税の課税価格に算入されない。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）